

「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止についての
意見・情報の募集についての結果について

令和4年8月19日
水産庁研究指導課

この度、「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止について、令和4年6月18日から令和4年7月17日までの間、e-Govへの掲載等により、広く国民の皆様から意見・情報を募集したところです。

その結果、本件に関して6件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を集約、整理した上で、御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、皆様の御意見等も踏まえて「三倍体魚等の水産生物の利用要領」の廃止を決定することといたしました。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

水産庁増殖推進部研究指導課

直通：03-6744-0205（内線 6790）